

I 調査の概要

1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）及び学校基本調査規則（昭和 27 年文部省令第 4 号）による。

3 調査の対象

幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び市町村教育委員会

4 調査事項

調査の種類	調査事項	報告義務者
学 校 調 査	学校数、学級数 幼児、児童、生徒の数 教員及び職員の数 幼児、児童、生徒の入学、卒業及び転出入の状況	学校の長
学校通信教育調査	学校数、生徒数 教員及び職員の数 生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況 1年以上居所不明の学齢児童生徒の数 死亡した学齢児童生徒の数	市町村教育委員会
学 校 施 設 調 査	土地又は建物の用途別、構造別等の面積 土地又は建物の増減の状況	学校の長又は私立学校の設置者
卒業後の状況調査	中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）卒業者の進路の状況 卒業者の卒業時における所属に関する事項	学校の長

5 調査の実施時期

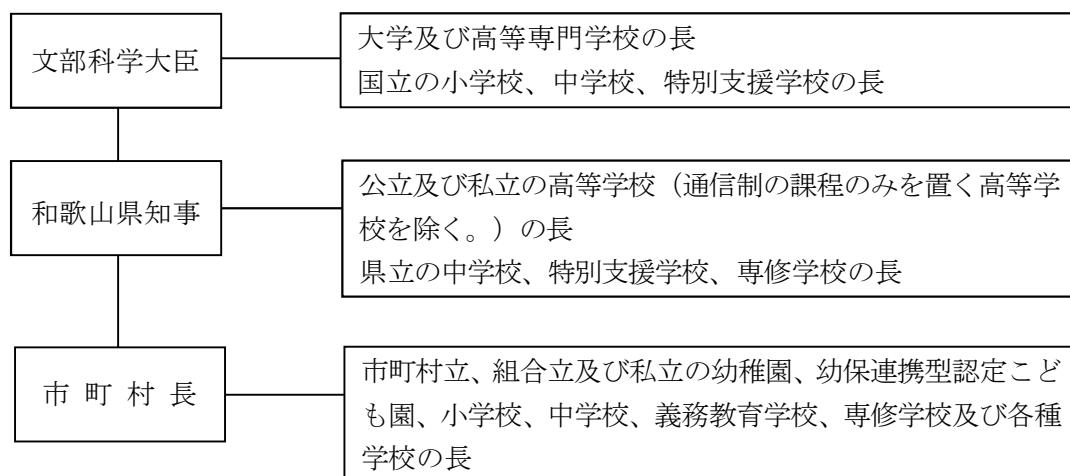
調査の実施時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 学校調査 | } 令和6年5月1日現在 |
| (2) 学校通信教育調査 | |
| (3) 不就学学齢児童生徒調査 | |
| (4) 学校施設調査..... | |
| (5) 卒業後の状況調査..... | 令和5年度間の卒業者（高等学校及び特別支援学校の高等部にあっては、令和4年度以前の卒業者で上級の学校に入学を志望した者を含む。）について、令和6年5月1日現在 |

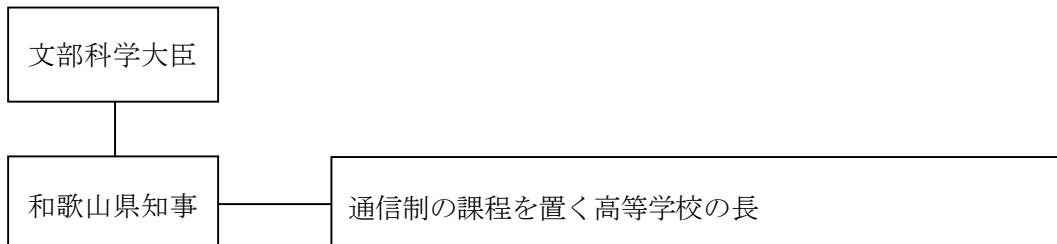
6 調査の系統

調査票の配布、取集の系統は次のとおりとする。

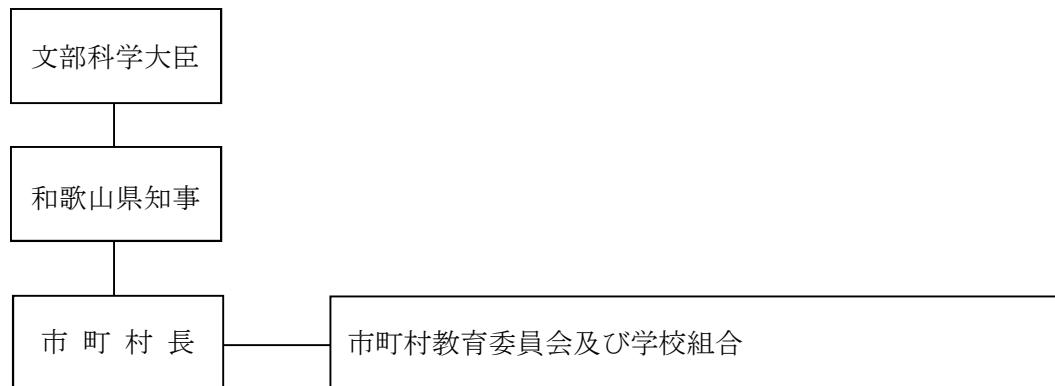
- (1) 学校調査



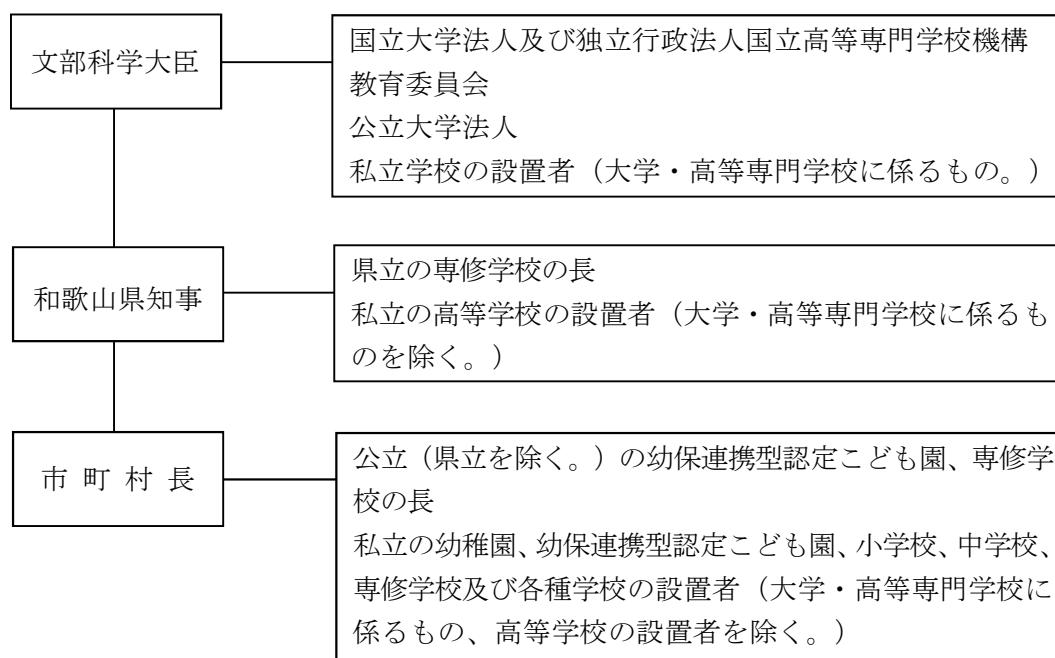
- (2) 学校通信教育調査



(3) 不就学学齢児童生徒調査



(4) 学校施設調査



(5) 卒業後の状況調査

